

現地刑事訴訟法ワークショップに参加して

同志社大学法学部・法学研究科 教授

洲 見 光 男

はじめに

「法制度整備支援」についてその関係者から初めてお話を伺ったのは、今からおよそ8年前のある会合においてであった。それは、ガリオア・フルブライト奨学生としてアメリカに留学した者の集まりであったが、そこで、井関正裕弁護士の警咳に触れる機会があり、私が当時勤めていた明治大学の新見育文教授らとともにベトナム法制度整備支援に先生が携わっておられることを知った。その後、同志社大学に移籍したが、昨秋、はからずも、加藤克佳教授（現・名城大学）から、ラオス法制度整備支援に自分と一緒に協力しないかとお誘いをいただいた。比較刑事法を専攻している者でもあり、また、井関弁護士から法制度整備支援の重要性と魅力を教わっていたこともあって、国際交流のお役に立てるのであればと思い、非力を省みずお引受けすることとしたのであった。これが私のラオス法制度整備支援参加縁起である。

ラオスでの刑事訴訟法ワークショップについて、これを包括的に考察する能力は私にはないので、私自身の関心に色付けられた印象的な回顧と展望を試みることにしたい。

1 ワークショップにおける議論とその総括

刑事訴訟法ワークショップは、本年3月11日に開催されたが、日本側から、法務省法務総合研究所国際協力部の赤根智子部長、同部渡部洋子教官及び国際協力機構国際協力専門員の佐藤直史弁護士をはじめとする法務省及び国際協力機構の各関係者のほか、研究者として私が参加した。オープニング・セレモニーに引き続いて、午前9時45分から午後4時半過ぎまで、昼食と休憩をはさんで精力的に行われたワークショップでは、渡部教官主宰の下、ラオス側に対し事前に提示されていた事例と設問の確認及び趣旨説明がなされた後、ラオス側代表によるプレゼンテーションがあり、これに続いて質疑応答及び日本法の紹介が行われた。

共同討議のテーマは、本年2月18日にラオス側とのテレビ会議で合意した「違法収集証拠排除法則」であったが、日本側がこのテーマを選択したのは、これに関する明文の法規定がラオス法にも日本法にもないため共通の土俵で議論することができ、また、理論と実務との協働による解決への努力が強く期待される問題と考えられたことによる。

加藤教授・私・渡部教官共同作成にかかる事例は、女性Aが路上で男性から暴行を受け、

所持品である指輪1個と現金50万キップ（ラオスの通貨単位）在中のバッグを奪われる事件が発生し、警察は、調査の結果、男性Xに対する捜査開始命令を出し、捜索を行う緊急の必要がないにもかかわらず、捜索令状によらずXの自宅を一立会人なく一捜索しAの被害品を差し押さえ、Xはこの事件で人民裁判所に起訴された、というものであった。設問は、①捜索差押えの適法性、②違法収集証拠の採用可能性及び③違法捜査をめぐる裁判所や弁護人の権限と責務をそれぞれ問うものであったが、これら3つの設問を結びつける論点は、違法捜査に対する刑事手続内外における救済（対策）であった。

ラオス側代表シースダー・ソーパーヴァンディー女史（司法省）によるプレゼンテーションは、すべての設問に対する回答を内容とするものであったが、時間的制約と突っ込んだ議論をする重要性から、中心的に取り扱われたのは、設問①及び同②であった（以下、条文は、特に断らないかぎり、ラオス刑法のそれである。）。

(1) 設問①

捜索は、必要かつ緊急の場合を除き、令状に基づいてなされることとされているが（51条）、本事例での捜索は、令状を不要とする事情がないにもかかわらず無令状で行われ、さらに要求される一定の者の立会い（52条）もなかったため違法である（2条・5条・54条・55条・73条・77条参照）、しかし、違法な捜索により発見された証拠を差し押さえたことについては、これを禁止する法規定は存在せず、証拠の散逸・隠滅を防止する必要から、許容されるべきである（55条参照）、という回答があった。

これに対し、渡部教官から、令状発付の手続・要件や令状記載事項などを含め令状制度の趣旨・目的を明らかにするための質問が出されたところ、令状制度の趣旨は処分を受ける者の権利を保障することにある、令状は裁判所のほか検察官も発付することができる（51条）、憲法は、逮捕・勾留について令状によらなければならないことを定めているが（憲法42条）、捜索差押えについては、憲法上明文規定はなく、刑法に規定があるだけである（51条・55条）、令状記載事項を定めた条文は刑法に存在せず、検察庁の有する権限の問題として令状への一定事項の記載が行われている、との回答が得られた。捜索差押令状の請求・発付には、被疑事実の存在や証拠物の存在する蓋然性等が要求されるが、警察官は、令状請求に必要な資料を収集するに当たって、村長や村の治安公安担当者と協力している実例が報告されたが、これは思わぬ収穫であった。

これを承け、渡部教官から、日本における令状主義の意義について包括的な説明が行われ、田中充統括国際協力専門官（法務総合研究所）からは、条文に即しつつ令状請求実務の紹介がなされたが、これによって、参加者は、我が国及びラオス両国における令状制度について理解を深め、その異同について認識を共有することができた。

(2) 設問②

違法収集証拠の取扱いに関するラオス側の回答は、大要、次のとおりであった。証拠の差押えの違法（5条・51条・52条・54条・55条）によって、当該証拠に対する信頼が失われていることが明らかであるとき（Xが犯人であることを裁判所が確信していない場合）、裁判所は、当該証拠を採用せず、嫌疑を否認する判決を下すことができるが（4

条1号・2号・21条2項), これに対し, 差し押さえられた証拠が犯罪による被害品であって犯罪の行われたことが確実であり, かつそれがXの家屋で発見されたような場合(Xが犯人であることを裁判所が確信しうる場合)は, 裁判所は, 当該証拠をXの犯人性を証明する証拠とすることができる(17条2項・19条・20条・21条3項・33条・57条・58条参照), このような場合に裁判所が無罪を言い渡せば, 犯罪者に罪を逃れさせ罰を与えることができなくなってしまう, というのがこれである。もっとも, 違法な捜索差押えを行った警察官は, それを理由に刑事上の責任を負わなければならないことが付言された。

日本側からは, 違法収集証拠に関するアメリカや日本の対応が紹介され, 証拠価値ないし証明力のない証拠を有罪の証拠とすることが許されないとするのは, 正しい事実認定に基づく裁判を実現する上で, それ自体, 重要な原則であるが, 証明力のある証拠であっても, その獲得の違法を理由に証拠とすることを禁止するという考え方もありうるのであり, それは, 裁判所が追求すべき利益として, 「真実発見と犯人の処罰」のほかに, 「司法の廉潔性」, 「違法捜査の抑制」及び「被告人の権利救済」があるとの認識に基づくものである, アメリカや日本では人権保障を重視した「適正手続」が行われている, との説明があった。

特筆に値するのは, ラオス側の回答にあらわれている「真実発見と犯人の処罰」を重くみる考え方に対し, 捜索が違法であれば差押えも違法であると解すべきである, 刑事訴訟は適正に行わなければならない趣旨の規定がある(1条・2条等参照), 裁判所が違法収集証拠を有罪の証拠とすれば, 裁判所が違法行為を認めたことになってしまう, 警察官は法に基づいて職務を遂行する模範的な立場にあるなどとして, 違法な捜索によって収集された証拠は有罪の証拠として使用することができないと解すべきである, との少数意見が紹介されたことであった。この意見の基底にある考え方は, 「司法の廉潔性」や「違法捜査の抑制」として, アメリカや日本で挙げられている排除根拠に通ずるものであるが, 少数意見の存在は, 法の発展を促す原動力が既にラオス国内にあることを例証すると同時に, ワークショップでの議論の質を高めることに大いに貢献するものであった。

(3) 合意事項

以上多方面にわたるやりとりがあったが, 渡部教官から, 真実発見の必要性及び適正手続による捜査はいずれもラオス法の本質として掲げられているものであり, いずれを重視するかで証拠としての採否に関する結論が異なりうること, 日本では, 真実発見, 裁判所に対する国民の信頼, 被告人の権利救済及び違法捜査の抑制の各要素を比較衡量して, 違法収集証拠の証拠能力が判断されていることの2点が要約摘示され, これらを, ワークショップに関する両国の合意事項とする案が満場一致で採択された。今後は, この合意をもとにして, 証拠排除に関する理論を構築してゆく, との同教官による宣明をもって, 刑事訴訟法ワークショップは終了した。

2 課題と展望

今回のワークショップを踏まえ、若干の課題を指摘することにより、今後の法制度整備支援を展望しておくこととする。

ある手続や原則の紹介は、その法制度全体の中における位置やその法文化とのかかわりなどを含めて行うことによって初めて、相手国における法の健全な発展に資する情報発信となりうることに配慮すべきである。日本の最高裁の採用する排除法則は、証拠の排除を捜査官による重大な違法行為があった場合に限っている点で、アメリカの排除法則との間には大きな違いがある。最高裁は、日本の実情に適合するような形で排除法則を受容したとあってよいが、今後の討議の場では、その「実情」とは何かについて詳細な説明をする必要がある。今回のワークショップでアメリカの排除法則への言及がなされたことは、それぞれの国に相応しい適正手続の有り様を示すためであったが、70年代以降のアメリカ社会の保守化がもたらした排除法則の変容を概観することも有益な試みとなろう。また、違法捜査を前提としない排除法則を採用するドイツのゆき方に触手を伸ばしてみるの、議論の新機軸を得る点では、面白いかも知れない。

これと関連するが、さらに留意を要するのは、相手国に同じ名称をもつ制度なり観念がみられるからといって、その制度趣旨や観念内容まで自国のそれと同一であるとはいえないことである。例えば、日米を通じて刑事手続の指導原理とされている当事者主義についても、当事者特に被告人の意思決定を尊重することを中核としているアメリカの観念が、我が国のそれと全く異なることはよく知られている。制度趣旨や観念内容に違いがあるかないか、あるとすれば、どのような違いで、いかなる理由によるものかを理解するための努力を尽くすことが、相手国の法制度の実効的改善を促しその方向を示すのに役立つ。ラオスの令状制度に関する説明が求められ、我が国の令状主義について丁寧な紹介がなされたのも、そうした努力の一環であった。今後、令状制度と同様、互いに正確な情報を提供し合い、これに基づいて真剣な対話を重ねる必要があるものの1例として、「無罪の推定」（8条）を挙げることができよう。7月以降の国際協力部教官等のラオス派遣により、同国の刑事司法制度の全容、さらには法文化や社会の動きについて得られる生の情報は、ラオスの国情に即した法制度整備支援の充実強化にとって不可欠である。

最後に、初めての現地ワークショップであったにもかかわらず、円滑な進行がみられたのは、渡部教官のタクトの舞いによるものであることはいうまでもない。ただ、もしこれに加えるものがあるとしたら、ラオス側参加者との間に存在した信頼関係とでもいったものを指摘することが許されよう。ワークショップといい国際協力といい、人間同士の営為を不可欠な構成要素とするものであるから、関係者相互間の人間関係の重要性を否定することができない。ラオス側代表をつとめたスーパーヴァンディー女史らには、名古屋大学への留学経験があったが、ワークショップの前後に短時分交わした女史らとの会話は、ラオス人としての矜持とともに、日本と日本人に対する大きな関心と深い理解の持ち主であることをうかがわせるに十分であった。アメリカは、ドイツ同様、長年にわたり奨学金を給付して留学生を受け入れているが、こうした施策が自国の理解者の獲得に大きく寄与

してきたことは間違いないところである。我が国において、この方面での国際交流が今後、一層推進されることを強く期待したい。

日本でのワークショップを含め、貴重な機会を私に与え、また、そこにおいて指導・鞭撻・通訳・速記等の労を惜しまれなかった日本及びラオスの数多くの方々に、この紙面を借りてお礼を申し上げたい。

なお、私事にわたって恐縮であるが、鈴木義男先生（元札幌高検検事長）には、院生の時から20余年の長きにわたりアメリカ法の指導を受けた。先生は、つねづね、外国に学ぶということとどまらず、日本法を外国の法律家に紹介することの重要性を説いておられた。私のした紹介内容を先生に報告すれば、ワークショップへの参加を許されたにもかかわらず、その程度の紹介しかできなかったのかと叱れそうであるが、私としては少しでも先生の教えに添えたことを嬉しく思っている。